

を積立金中より支給することとなり、なつて解決せり。

一年未滿	二 圓	三七五人
三年未滿	五 圓	六一〇人
五年未滿	七 圓	二、一三九人
五年以上	十 圓	三、四四五人
計	支給總額	五三、二〇三圓
	従業員數	六、五六九人

(昭和八年三月三十一日現在稼働者とす)

陳 情 書

日本製鐵會社法は此處に成立を見たる次第であります、我等八幡製鐵所従業員は右企業の國家性と社會性に願み國營主義の見地より之に反對の運動致し來つたものであります。而して我等は合法的運動を以て今日敗るとも明日の光を期待し得るものなる信念の下に將又國家非常の狀勢を顧念して運動を一定の範圍に限局し來つたものであります。今日我等の主眼は破れました。我等は萬難の涙を以て國營製鐵所と別れざるを得ませぬ。乍併同時に又従業員は大臣が議會の質問應答に於て本會社に相當の社會性と國家性を確保せらるゝ御意圖なることをも了承致しました。就ては我等は左記各項を以て會社未成立の時に於て即ち會社の成立前に當て本企業に國家性と社會性を確保し眞に資本經營勞働の同價的協同と誠意ある協力との上に國家産業を守り育てる事に對して眞低限度に於て必要なりと確信し異常の決心の下に閣下の御高配を得